

## 荒尾市環境学習器材貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における環境学習会をはじめとする環境に関する活動を支援するため、市が所有する環境学習器材（以下「器材」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (器材の内容)

第2条 器材は、環境に関する活動の一環として行われる環境学習会、環境イベント等で使用するもので、別表に掲げるものとする。

### (対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者から申請があった場合、器材を貸与できるものとする。

- (1) 市内で行われる環境学習会、環境イベント等で器材の使用を希望する個人又は団体
- (2) 市内に在住する者又は市内を拠点として環境に関する活動を行っている自治会、非営利団体、学校等の団体
- (3) その他市長が特に必要と認める者

### (申請方法)

第4条 器材の貸出しを希望する者は、荒尾市環境学習器材借用申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、器材の貸出しを受けようとする日の3か月前から受け付けるものとする。

### (貸出しの制限)

第5条 市長は、器材の貸出しが次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないことができる。

- (1) 営利、宗教及び政治を目的とした活動に使用されるおそれがあるなど、その使用目的が不相当であると認めるとき。
- (2) 器材に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他器材の管理上支障があるとき。

### (決定通知)

第6条 市長は、第4条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、器材の貸出しを承認するときは荒尾市環境学習器材貸出承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により、承認しないときは荒尾市環境学習器材貸出不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (器材の貸出し)

第7条 前条の規定により器材の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出日当日に承認通知書を提示し、当該器材を借り入れるものとする。

（貸出期間）

第8条 器材の貸出期間は、原則として、5日以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（貸出条件）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 器材の使用を市内での活動に限定すること。
- (2) 器材の借入れ及び返却に伴う運搬を行うこと。
- (3) 器材を借り入れてから返却するまでの間に、当該器材の故障、破損等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
- (4) 器材の使用後の点検を行い、原状に回復した上で返却すること。
- (5) 借り入れた器材を第三者に転貸しないこと。

（貸出料）

第10条 器材の貸出料は、無料とする。

（損害賠償）

第11条 使用者は、器材を破損し、又は滅失した場合において原状回復ができないときは、その損害を全て賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

器材の種類	数量
双眼鏡	40

様式第1号（第4条関係）

### 荒尾市環境学習器材借用申請書

荒尾市長 様

環境学習器材を借用したいので、荒尾市環境学習器材貸出要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日 ( )		
団体名等		人数	名
責任者氏名		電話	
責任者住所			
申請者氏名		電話	
申請者住所			
使用器材		数量	
使用目的			
使用場所			
使用期間	年 月 日 ( ) 午前・午後	時から	
	年 月 日 ( ) 午前・午後	時まで	

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

荒尾市長

印

### 荒尾市環境学習器材貸出承認通知書

年 月 日付けで申請がありました環境学習器材の貸出しについては、下記の条件を付して承認することに決定したので、荒尾市環境学習器材貸出要綱第6条の規定により通知します。

#### 記

##### 1 承認内容

貸出器材		数量	
使用場所			
貸出期間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	

##### 2 貸出条件

- (1) 器材の使用を市内での活動に限定すること。
- (2) 器材の借入れ及び返却に伴う運搬を行うこと。
- (3) 器材を借り入れてから返却するまでの間に、当該器材の故障、破損等が発生したときは、直ちに市長に報告すること。
- (4) 器材の使用後の点検を行い、原状に回復した上で返却すること。
- (5) 借り入れた器材を第三者に転貸しないこと。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

荒尾市長

㊟

### 荒尾市環境学習器材貸出不承認通知書

年 月 日付で申請がありました環境学習器材の貸出しについては、下記の理由より不承認と決定したので、荒尾市環境学習器材貸出要綱第6条の規定により通知します。

記

不承認理由